

## 平成26年度千葉市NPO活動大賞実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市NPO活動大賞実施要綱（以下、「要綱」という。）第7条の規定に基づき、平成26年度千葉市NPO活動大賞（以下、「本表彰」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の申出)

第2条 要綱第4条に定める表彰の申出は、次の各号に掲げるもの（特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号。以下「法」という。）第9条の所轄庁が千葉市長である特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）にあつては、第1号に掲げるもの）を提出して行うものとする。

- (1) 平成26年度千葉市NPO活動大賞エントリーシート（様式第1号）
  - (2) 前事業年度（事業年度終了後3月以内の法人は前事業年度又は前々事業年度）の事業報告書等（法第28条に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）
- 2 表彰の申出の期間は、平成26年10月1日から同年10月24日までとする。
  - 3 表彰の申出は、1法人につき1件とする。
  - 4 表彰の申出にあたって提出されたものは、返却しないものとする。

(表彰の申出の欠格事由)

第3条 次の各号に該当する特定非営利活動法人は、要綱第4条に定める表彰の申出をできないものとする。

- (1) 表彰の申出の時点で、前事業年度（事業年度終了後3月以内の法人は前々事業年度）の事業報告書等を提出していない法人
- (2) 表彰の申出の時点で、法第42条の規定に基づく改善命令を受けてから2年を経過しない法人

(市民による投票の方法)

第4条 要綱第5条第1号に定める市民による投票は、平成26年度千葉市NPO活動大賞投票用紙（様式第2号）より行うものとする。

- 2 投票期間は、平成26年11月1日から同年11月30日までとする。
- 3 投票用紙の投票は、市民自治推進課長が設置する投票箱への投函、市民自治推進課電子メールアドレスへのメール送信、市民自治推進課へのFAXの送信により受け付ける。
- 4 投票は、1人につき1票を限度とする。
- 5 市民自治推進課長は、同一の者による複数の投票が疑われる場合には、調査のうえ、当該投票を無効とすることができる。

(有識者による評価の方法)

第5条 要綱第5条第2号に定める有識者による評価は、平成26年度千葉市NPO活動大賞活動評価シート（様式第3号）により行うものとする。

- 2 有識者の選任は、市民自治推進課長が行うものとする。

(表彰対象の選定の方法)

第6条 要綱第5条に定める表彰対象の選定は、別表のとおり行うものとする。

2 要綱第4条の表彰の申出を行った特定非営利活動法人が、表彰の申出後に法第42条の改善命令を受けたとき、又は法第43条の設立の認証の取消しを受けた時は、当該法人の行った特定非営利活動は、表彰の対象から除外するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、本表彰の実施についての詳細は、市民自治推進課長が定める。

附 則

1 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

別表

賞の種類	選定の方法
平成26年度千葉市NPO活動大賞	要綱第4条の申出のあった活動に対し、次の各号に定める評価を総合し、最も高い評価を得た活動を平成26年度千葉市NPO活動大賞とする。 (1)第4条に規定する市民による投票により得た得票 (2)第5条に規定する有識者による評価により得た評価
平成26年度千葉市NPO活動市民賞	要綱第4条の申出のあった活動のうち、平成26年度千葉市NPO活動大賞を受賞した活動以外で、第4条に規定する市民による投票により得た得票数が最も多かった活動を、平成26年度千葉市NPO活動市民賞とする。
平成26年度千葉市NPOキラリと光る活動賞	要綱第4条の申出のあった活動のうち、平成26年度千葉市NPO活動大賞を受賞した活動以外で、第5条に規定する有識者より推薦のあった活動の中から、先駆性、独創性、将来性についての評価を総合し、最も高い評価を得た活動を、平成26年度千葉市NPOキラリと光る活動賞とする。